



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.8.24 No. 3273

元職場 閉店 再強制的配転 断じて許すな

閉店とスタンド

タライまわしの再強制的配転を断じて許すな

八月十七日、千葉支社は、「直営店舗の業務体制の見直し」と称して十月一日から七店舗の全ミルクスタンドおよび二つの「なのはな店」の「閉店」を提案してきた。

提案案内容

一、実施時期・一九九〇年十月一日

二、関係箇所

・ J R 東船橋店六名を七名に

・ なのはな津田沼

一号店四名を三名に

・ 京葉ファミリ-

ゴルフ十四名を十一名に

・ なのはな新浦安

店五名を六名に

(閉店)

・ なのはな市川塩浜店

・ なのはな二俣店・ミルク

スタンド亀戸、平井、

小岩、西船橋一号、二号、

本千葉、茂原の各店舗

閉店の理由は「業績が伸びないので閉店する」というものである。

強制配転

者を今すぐ

元に戻せ

強く申し入れ

動労千葉は、こうした動きにたいしいち早く申し入れをおこなった。

強制配転者を全員元職場に帰すことを基本に、

さしあたり今すぐ「閉店」

に伴って、現在そこで働

いている社員を元職に戻

すべきであることを強く

要求した。

しかし千葉支社は、わ

れわれの要求に耳をかたむけず再度の強制配転の策動をつよめている。

労働者を将棋の駒のよ

うに扱う当局のやりかた

をこれ以上黙過できない

日刊三二六九号でも明ら

かにしたとうり、支社は

一方ではベテラン運転士、

車両・技術係を運転職場

から切りとってにおいて片

方では習志野電車区の検

修要員に営業から二名を

転入させるようなことを

おこなっている。

ここには、誰が考えて

も組合差別による不当な

配置の現実が存在してい

る。

われわれは、怒りもあ

らたに組合差別によるタ

ライまわしの再強制的配

転に強く反対する。

当局は、最低限店舗の

要員体制の変更と閉店に

ついての根拠を明らかに

し、それによつて生みだ

された要員については、

今すぐ元職に戻さなけれ

ばならない。

スケジュール

28(水)・青丘部拡大常任委員会、
・組織・財政検討委員会

29(木)・車両・技術分科会
・常任委員会

31(金)・組合事務所公判

千葉地裁・9時45分集合

9/1(土)・東京交流センター
結成集会

毎地 3.18スト支配介入事件 第三回調査行なわれる

八月一日、千葉地労委において「三・一八スト支配介入事件」の第二回調査がおこなわれた。当局は、この間の主張を百

は、前回の当局側主張に
対し全面的な反論を加え
ると同時に「不当処分撤
回」旨の準備書面を提出
した。

八十度ひっくり返し「目的、手続き、様態、のい
ずれにおいても違法」と
いいなし、一四一名の仲
間に不当処分をも強行し
てきた。

このたたかいは、争議
権の是非を問う重要な問
題です。次回は、十月一
日一三時からです。引き
続き全力で集まろう。

今回の調査で「弁護団」